

令和 8 年度沖縄地方最低賃金審議会

第 3 回沖縄県最低賃金専門部会

日 時 令和 8 年 7 月 31 日（金） 15:00～
場 所 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館
共用大会議室（2 階）

議 事 次 第

- 1 参考人意見聴取について
- 2 事業場実地視察結果報告について
- 3 その他

令和8年度沖縄地方最低賃金審議会 第3回沖縄県最低賃金専門部会資料一覧

- | | | |
|---|---|--------|
| 1 | 沖縄県最低賃金の決定に係る意見
沖縄県労働組合総連合議長 穴井輝明 | P1～P2 |
| 2 | 沖縄県最低賃金の決定に係る意見
日本自治体労働組合総連合沖縄県事務所書記次長 瑞慶覧良太 | P3～P6 |
| 3 | 労働者側参考人聴取（概要）
公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会
沖縄市就職・生活支援パーソナルサポートセンター所長 宮城彰彦 | P7～P10 |

2026年7月16日

沖縄地方最低賃金審議会 御中

那覇市奥武山町26-24

奥武山マンションビル201号

沖縄県労働組合総連合

議長 穴井



沖縄県最低賃金の決定に係る意見

沖縄県労働組合総連合（以下、県労連）は、全国一律1,700円以上の最低賃金を求め、以下に意見を述べる。

記

【趣旨】

最低賃金法が定める「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならない。」に照らして、生計費を考慮しているとは言えず、また、現行の最低賃金では、労働者が「健康で文化的な最低限の生活を営む」ために必要な金額とは到底言えない。

沖縄県では99.9%を占める中小企業への支援が必要不可欠である。沖縄から貧困と格差をなくすために、労働者の最低賃金額を1,700円とするよう求めるとともに、それが実現できる中小企業支援を求めるものである。

【理由】

- 1 最低賃金法は、その第1条で「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と定めている。この目的の眼目は「賃金の低廉な労働者に、賃金の最低額を保障する」ことにある。

同法9条2項においては、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならない。」と定められているが、法の目的に照らせば、労働者の生計費が最も重視されなければならない。

- 2 県労連は、2020年に最低生計費試算調査を実施した。その結果、那覇市在住25歳の単身男性で1,642円、女性1,662円の結果を得た。算出した金額は「8時間働いて普通に過ごすことができる」理論生計費である。2025年に1,0

23円となったとは言え、生活のあらゆる局面で我慢を強いられている。物価上昇からすると1700円を超えることになる。物価上昇を大きく超える最賃引き上げが切に望まれる。

- 3 2023年から地域間格差是正のためABCの3ランク制に変更されたが、東京と沖縄の格差は未だに200円以上ある。ランク付けは住む地域による差別であり、ランク付けがある限り最低賃金の大幅な引き上げの足かせとなる。むしろ離島や僻地などインフラが整っていない地域、人口の少ない地域こそ生活が維持できる最低賃金の工夫が必要である。現行の目安制度に代わる抜本的制度として、全国一律最低賃金制度の実現に向けて動き出すべきである。

- 4 沖縄では、2025年12月からの発効となり2ヶ月も遅れた。全国でもそのような傾向があるが最賃法の主旨からすると発効日から30日を目安にすべきである。遅れれば遅れるほど労働者の不利益が増すばかりである。

中小企業支援に必要な財源は、8兆円を超す防衛費の削減と大企業の内部留保に対する課税でまかなう。今こそ税金の基本原則である応能負担を行うことであり、1億円の壁といわれる、所得1億円を超えると企業の所得税が下がる大金持ちの優遇にメスを入れる必要がある。早急に1700円以上の最低賃金を実現するために、3桁の引上げを保障する抜本的な税制改革を求める。沖縄地方の最低賃金に責任を持つ貴審議会には議論を尽くして頂き、中小企業を守るためにも最低賃金を大幅に引き上げること、それが実現できる中小企業対策実施を政府にせまることを求める。経営か労働者かではなく、経営も労働者も守ることが今、切に求められている。

以上

2026年7月16日

沖縄地方最低賃金審議会 御中

那覇市樋川2-6-7

樋川第一ビル305号

日本自治体労働組合総連合沖縄県事務所

書記次長 瑞慶覧 良太



沖縄県最低賃金の決定に係る意見

日本自治体労働組合総連合沖縄県事務所（以下、自治労連沖縄県事務所）は、全国一律1,700円以上の最低賃金を求め、以下に意見を述べる。

記

【趣旨】

最低賃金法が定める「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならない。」に照らして、生計費を考慮しているとは言えず、また、現行の最低賃金では、労働者が「健康で文化的な最低限の生活を営む」ために必要な金額とは到底言えない。国政選挙でも5つの政党が最低賃金1500円を公約に掲げており、石破政権は、2020年代に全国平均1500円を公約として掲げてきた。6年前の沖縄県労連の最低生計費試算調査では25歳の単身平均で1652円が必要との結果であったが、その後、この4年連続の異常な物価高騰を考慮すれば沖縄でも1500円は待ったなしの課題となっている。

これを確実に実施させるためには沖縄県では99.9%を占める中小企業への支援が必要不可欠である。沖縄から貧困と格差をなくすために、労働者の最低賃金額を1,700円とするよう求めるとともに、それが実現できる中小企業支援を求めるものである。

【理由】

- 1 最低賃金法は、その第1条で「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と定めている。この目的の眼目は「賃金の低廉な労働者に、賃金の最低額を保障する」ことにある。

同法9条2項においては、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならない。」と定められているが、法の目的に照らせば、労働者の生計費が最も重視されなければならない。

- 2 沖縄県労連が2020年に実施した最低生計費試算調査は那覇市在住25歳の単身男性で1,642円、女性1,662円の結果を得た。算出した金額は「8時間働いて普通に過ごすことができる」理論生計費である。2025年に1,023円と1,000円台を突破したとは言え、県労連が行った最低生計費試算調査結果からみて約62%に過ぎない。生活のあらゆる局面で我慢を強いられる金額となる。

さらに、2026年7月10日に記者会見を行った全労連の最低生計費調査では、「健康で文化的な生活をするためには、大都市と地方ではほとんど差はなく、どこでも1900円は必要」との結果を発表しました。

6年前の県労連の調査と比較して、必要な最低賃金は238～258円の賃金上げが必要なのと同時に、最新の全労連の最低生計費調査では、54%に過ぎないことが分かり、生活のあらゆる局面で我慢を強いられる金額となる。物価上昇を大きく超える最賃引き上げが切に望まれる。

これまでも県労連の大幅賃上げの主張に対し、経営者側からは雇用不安や経営困難に陥るとの主張をしてきたが、実際はどうであったか。2024年度の改定に当たり、徳島県は目安額50円を34円上回る84円の引上げを決定し、1時間当たり980円の最低賃金額となったが、同年2月に実施した徳島県弁護士連合会の徳島県調査において、雇用情勢、経営状況において大きな変化が見られず、これらの点においては、最低賃金の引上げによる弊害が生じていないことが確認されている。

また、最低賃金の国際比較ではアメリカのワシントン州では2,665円、オーストラリアは2,887円、イギリスでは2,656円となっており、フランスやドイツでも2,000円超えになります。日本でも最低賃金1,500円はもちろんのこと、1,700円そして2,000円早期に達成されるべきと考える。

- 3 2023年から地域間格差是正のためABCの3ランク制に変更されたが、東京と沖縄の格差は未だに200円以上ある。ランク付けは住む地域による差別であり、ランク付けがある限り最低賃金の大幅な引き上げの足かせとなる。

7月10日に全労連の記者会見の関連資料で使用された総務省統計局「令和7年住民基本台帳人口移動報告」と「令和7年10月1日現在人口推計」の資料より、東京や大阪などの最低賃金が高いところでの15歳～34歳の転入超過率がプラスに対して、沖縄を始め最低賃金が高いところは転入超過率はマイナスとなっている。これから分かることとして若い人材が最低賃金の高い大都市圏に流入していることである。

つまり、「最賃の格差が人口移動に影響を与え、地方の衰退につながっている」のである。

最低賃金に大きな格差がある中で、むしろ離島や僻地などインフラが整っていない地域、人口の少ない地域こそ生活が維持できる最低賃金の工夫が必要である。地方創生の観点からも現行の目安制度に代わる抜本的制度として、全国一律最低賃金制度の実現に向けて動き出すべきである。

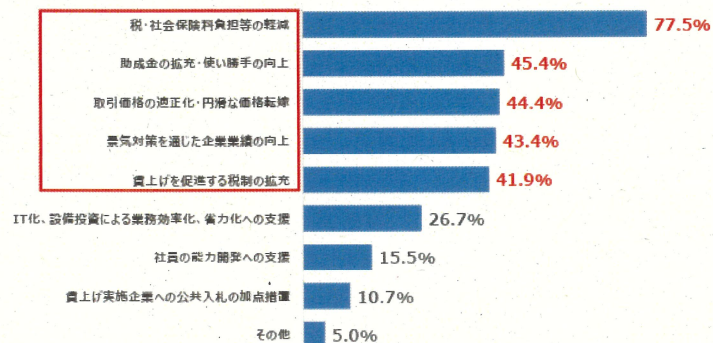
- 4 日本商工会議所が行っている「中小企業における最低賃金の影響に関する調査」の集計結果では、最低賃金引上げについて否定的な報告を行っている。しかし、特筆すべきは「最低賃金引上げの対応のために、政府等に求める支援」の結果である。

2. 最低賃金の政府目標
最低賃金の引上げへの対応のために、政府等に求める支援

(20)

- 最低賃金の引上げへの対応のために、政府等に求める支援については、「税・社会保険料負担等の軽減」が約8割（77.5%）と最多。
- 「助成金の拡充・使い勝手の向上（45.4%）」、「取引価格の適正化・円滑な価格転嫁（44.4%）」、「景気対策を通じた企業業績の向上（43.4%）」、「賃上げを促進する税制の拡充（41.9%）」が4割超で続く。

【全体集計，複数回答】 n=3,958



77.5%が「税・社会保険料負担等の軽減」と回答している。ついで、45.4%が「助成金の拡充・使い勝手の向上」、44.4%が「取引価格の適正

化・円滑な価格転嫁」と答えている。政府が行っている「IT化、設備投資による業務効率化、省力化への支援」は26.7%でありピントがずれている。これまで全労連・沖縄県労連が主張してきた、消費税や社会保険料負担等の減免は中小企業の求める対策として合致していることがわかる。

沖縄県としても中小企業支援として賃上げ企業へ融資支援や中小企業セーフティネット制度や正規雇用化支援などでの中小企業支援に取り組んでいる。

しかし、一自治体での取り組みには限界があり、中小企業支援は国の責任で行うことが必要である。

中小企業支援に必要な財源は、8兆円を超す防衛費の削減と大企業の内部留保に対する課税でまかなう。今こそ税金の基本原則である応能負担を行うことであり、1億円の壁といわれる、所得1億円を超えると企業の所得税が下がる大金持ちの優遇にメスを入れる必要がある。

早急に1700円以上の最低賃金を実現にするために、3桁の引上げを保障する抜本的な税制改革を求める。中央最低賃金審議会では昨年は63円を引き上げる目安を答申していて、仮に今年が目安が昨年と同じ目安になるのならまだまだ低すぎるのと中央最低賃金審議会には昨年を大きく上回る目安を求めるとともに、沖縄地方の最低賃金に責任を持つ貴審議会には議論を尽くして頂き、中小企業を守るためにも最低賃金を大幅に引き上げること、それが実現できる中小企業対策実施を政府にせまることを求める。経営か労働者かではなく、経営も労働者も守ることが今、切に求められている。

以上

2026 年 7 月 30 日

参考人氏名：宮城 彰彦

事業所：(公財) 沖縄県労働者福祉基金協会

職名：沖縄市就職・生活支援パーソナルサポートセンター 所長

I 法人概要

当協会は、沖縄県内の勤労者の福祉を増進し、併せて勤労者の福祉の向上を目指す団体の自主的な福祉活動の育成を図り、勤労者の社会的、経済的地位の向上に寄与すると共に、勤労意欲のある者に対する就労の支援及び生活困窮者の支援などを行なう事により、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とした事業を行なっています。

私共は、労働者の視点に立ちつつ、行政や経営者団体、NPO 団体（フードバンクや子育てや介護、若者支援の NPO が主になります）、そして市民団体等とも連携をとれる「立ち位置」で、色々な機関を繋ぐ「かすがい役」として、それぞれの立場を超え、連携・協働して、地域の格差と貧困の解消に寄与することを社会的使命であると考えています。

II 事業内容

1 自主事業

- 労福協就労サポートセンター事業
- 勤労者福祉ワンストップサービスセンター事業
- 事業所内保育事業
- 調査研究事業

2 受託事業

- グッジョブセンターおきなわ管理運営業務（沖縄県）
- 沖縄県就職困難者等就労支援事業（沖縄県）
- 生活困窮者自立相談支援事業（沖縄県・那覇市・沖縄市）
- 生活困窮者就労準備支援事業（沖縄県・うるま市・沖縄市・浦添市・豊見城市）
- 被保護者就労支援事業・就労準備支援事業（那覇市）
- ファミリーサポートセンター事業（北谷・嘉手納・中城/与那原・西原・北中城）
- 労働相談事業・働く女性応援事業（沖縄県）

Ⅲ 最低賃金について

1 生活困窮・就労支援の現場から見える最新の状況

当協会は「働くを軸に社会課題の解決に挑戦する」ことをミッションとして、構成団体と連携しながら、就労支援や生活困窮者支援、貧困の改善に向けた支援を行っています。その一環として沖縄県から受託している就労支援の事業や生活困窮の事業、とりわけ「働く仲間のゆめ・みらい基金」の運営においては、「子どもの貧困」やその根本的な問題である「親の貧困」に取り組み、生活基盤の確保が困難な世帯への給付支援を行っています。

(1) 2025 年度の基金実績

2025 年度の支援実績は以下のとおりです。

- 支援件数：437 件
- 支援決定者実数：298 名
- 支援総額：19,862,050 円

昨年度（239 件／13,292,061 円）と比較すると、申請件数は 198 件増、支援額は約 657 万円増 と大幅に増加しています。

特に以下の傾向が顕著であり、

- 生活安定化支援（家賃・光熱費・食費等）が 2,779,790 円／27 件
- 子どもへの支援（進学準備・校納金・遠征費等）が 2,455,024 円／24 件
- 若者の自立支援（進学に伴う転居費等）が 711,504 円／5 件
- 就学と子育ての両立支援が 904,450 円／7 件
- 高校生の資格試験受験費用支援は 363 件／6,625,160 円 と前年度の約 2 倍

さらに、

- 生理の貧困対策（吸水ショーツ・生理用品配布）
- 年末食料配布（ワクワク年末お福分け隊）
- 離島高校生の資格試験受験旅費支援 など、生活課題の複合化に対応した支援が拡充されています。

(2) 生活コスト上昇による生活基盤の崩壊

2025～2026 年にかけての物価高騰は、子ども・若者・高齢者を問わず県内の幅広い層に深刻な影響を及ぼしています。

特に以下の事例が増加しています。

- 家賃滞納による住居喪失の危機
- 電話・通信費滞納による連絡手段の喪失

- 住まいが不安定となり、就労継続が困難
- 住所不定となり、支援制度につなげられない

昨年度資料では「ライフライン停止経験が約 3 割」と報告しましたが、今年度は借金によるさらなる生活の不安定と住居喪失リスクが顕著に増加し、生活基盤の崩壊がより深刻化しています。

(3) 非正規雇用率の高さと賃金水準の伸び悩み

沖縄県は全国的に見ても非正規雇用の割合が高い傾向にあり、賃金水準の低さやサービス産業比率の高さなど、地域の雇用構造が生活の不安定さにつながりやすい状況が続いています。その結果、フルタイムで働いても生活が成り立たない層が増加し、支援現場では「働いているのに住まいを失う」ケースが目立っています。

IV 貧困の連鎖

困窮世帯では、生活基盤の不安定化が子どもの教育・体験の機会喪失に直結しています。

- 住居不安定により学習環境が確保できない
- 通信環境の不足により学習機会が制約される
- 部活動費・教材費の負担増により参加を断念するケースが増加
- 経済的困難が自己肯定感の低下につながり、将来の就労にも影響

また、高齢者の生活困難も増加しており、年金だけでは生活費が賸えず、家賃滞納や医療費負担困難が深刻化しています。

若年層・子育て世帯・高齢者のいずれにおいても、生活困難が連鎖的に拡大しています。

V 最低賃金について

(1) 最低賃金は生活基盤を守る「最後の防波堤」

住居の確保が困難となるほど生活コストが上昇する中、最低賃金は県民の生活基盤を守る最後の防波堤であると考えます。フルタイムで働けば最低限の生活が可能となる水準への引き上げは、貧困の連鎖を断ち切るためにも不可欠な施策であると考えます。

(2) 中小企業支援とセットでの引き上げ

最低賃金引き上げは企業への負担にも配慮しつつ、以下の施策と一体的に進める必要があります。

- 中小企業への助成制度の充実
- 人材育成支援・業務改善支援の強化
- 地域・企業・行政の多分野協働による支援体制の構築

企業の経営安定化を図りながら、誰もが安心して暮らせる地域社会を築くことが共通の目標であると考えます。

以上